

令和5年度社会福祉法人草津町社会福祉協議会事業計画

過去3年、新型コロナウイルス感染症の影響により当協議会の事業ならびに各団体活動等制限される中、私たちを取り巻く環境は、人々のご近所付き合いをはじめとした支え合いのつながりが希薄になってきているようです。

国においても、福祉制度・政策は、現金・現物給付の提供や専門的支援体制の構築を進めてきましたが、人びとのニーズに目を向ければ、例えば、社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050」やダブルケアなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応毎に必要なケースなどが明らかとなっています。

かつては、血縁・地縁・社縁などの共同体の機能がこれを受け止め、福祉政策においても強く意識されてこなかったのだと考えられます。

しかし、かつて日本社会を特徴づけていた社会のあり方が変わり、それに伴って国民生活も変化する中で、様々なニーズへの対応が困難になっています。

その一方で、地域の様々な動きに目を向けると、人と人とのつながりや参加の機会を生み育む多様な活動を通して、これまでの共同体とは異なる新たな縁が生まれつつあり、参加する人たちの興味や関心から活動が始まりそれが広がったり横につながったりしながら関係性が豊かなコミュニティの構築を目指し整備を進めており、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域共生社会」の実現を目指しています。

草津町社会福祉協議会は、草津町生活支援体制整備事業「協議体」においてコーディネーターとしての役割を担い、町民の困りごとを解決するための町民と協議体との懸け橋として活動を進めており、現在行っている買い物支援バス事業や福祉有償運送事業も多くの方に利用いただいておりますが、今後は、元気な高齢者の方々にお力をいただき、独居高齢者への見守り隊整備も検討しています。また、日常生活自立支援事業についても更なる需要が見込まれるなか、昨年、法人後見を1件受任いたしました。

町民が住みなれた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現と地域福祉の推進のため、草津町社会福祉協議会は次の方針を持って活動にあたります。

草津町社会福祉協議会活動方針

- 1、誰もが安心して暮らせる地域福祉活動の活性化促進
- 2、包括的な支援体制の整備
- 3、ボランティア・町民活動の拡充
- 4、福祉教育の充実
- 5、災害時における事業継続と活動支援体制の構築
- 6、福祉サービスの向上
- 7、障害者福祉施策への取り組み
- 8、組織基盤と財政・経営の強化
- 9、地域における日常生活支援体制の強化

活動方針の概要

1、誰もが安心して暮らせる地域福祉活動の活性化促進	地域住民の参加と協力により推進されるふれあい・いきいきサロンの活動を広め、孤立防止や見守りを推進し、誰もが安心して住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていけるよう助け合い活動につなげます。
2、包括的な支援体制の整備	地域住民主体による包括的な総合支援体制を確立するため発促した、生活支援体制整備事業の協議体を推進し、様々な困り事を解決するしくみを整え、誰もが安心して暮らしていける地域づくりを目指します。
3、ボランティア・町民活動の拡充	ボランティア支援と活動の連携強化のため、ボランティア団体の活動をホームページや広報等を活用し、町民参加のきっかけを提供し、地域福祉推進のパートナーシップを図ります。
4、福祉教育の充実	福祉教育の推進と充実のため、学童、生徒の体験学習の機会を通じて社会福祉の理解と関心を高め、日常生活の中での相互扶助の精神を養うとともに、講演等を行う事により地域に広がりのある福祉教育の推進に努めます。
5、災害時における事業継続と活動支援体制の構築	災害時における社会福祉協議会としての役割を自覚し、円滑な支援活動に向けての職員の意識向上を図り、災害ボランティアセンター等に備えるための研修や事業の継続を始め、迅速な対応が出来るよう、必要な組織づくりを推進します。

<p>6、福祉サービスの向上</p>	<p>介護保険制度の改正による苦しい財政の中、事業者としての責任と社会福祉法人としての役割を再認識し、利用者のためのサービスを図り、社協として出来得る独自のサービスに努めます。</p> <p>また、障害者サービスも含め資質の向上のために、各種研修等へ参加し、サービスに対応出来るよう体制整備に努めます。</p> <p>高齢者サロンの「いきいきプラザ」と子育てひろば「すくすく」の複合サロンについては、交流と生きがいを持ち、利用者のニーズに応えた子育て支援と高齢者の健康推進に努めます。</p>
<p>7、障害者福祉施策への取り組み</p>	<p>障害者の生活機能強化のため、障害福祉に関する情報を提供して障害者団体への可能な限りの援助を行っていきます。</p> <p>また、障害者総合支援法による障害者サービスの資質の向上のために、各種研修等へ参加し、サービスに対応出来るよう体制整備に努めます。</p>
<p>8、組織基盤と財政・経営の強化</p>	<p>高い公益性が求められる社会福祉法人として、組織のガバナンス強化や事業の透明性、財務規律の強化に向けた取り組みを行います。</p> <p>また、社協職員の専門性の向上と福祉団体への相談支援体制を充実させ、資金面や事業の側面支援、活動支援を行う中で連携・協働による地域福祉活動の充実強化を行います。</p>
<p>9、地域における日常生活支援体制の強化</p>	<p>判断能力が不十分な人々等が地域で安心して暮らしていただけるための支援として、日常生活自立支援事業や生活困窮者の相談支援及び生活福祉資金貸付制度における相談・債権管理体制の整備に努めます。</p> <p>日常生活自立支援事業の充実とともに、法人後見事業においても判断能力が低下した方の支援を行い、権利擁護に努めます。</p>